

ご家庭で、学習用タブレット端末を利用するために必要な  
通信環境を整備する費用の一部を補助します。

臨時休校時や家庭学習における学習用タブレット端末の利用のため、ご家庭の通信環境を整備する費用の一部を補助します。該当する方は、下記の要領で申請してください。

### 1. どのような人が対象になりますか？

下記のいずれかに該当する方が対象です。

- (1) 令和4年4月1日以後に通信環境整備を行った市立小学校又は中学校に在籍する児童・生徒の保護者  
(令和2年度または、令和3年度に大津市オンライン学習通信環境整備費補助金の支給を受けた方を除く)
- (2) 令和4年4月1日以後に市立小学校又は中学校へ転入した場合は、転入日以後に通信環境整備を行った保護者  
※通信環境整備とは家庭学習のためのインターネット回線の接続工事を行った、モバイルWi-Fiルーター(SIMカードの契約を含む)を通信会社と契約した、又は家庭用Wi-Fiルーターを購入したことを言います。  
※生活保護を受給されている保護者は、必ず事前に担当ケースワーカーに相談をしてください。

### 2. どのような費用が補助対象になりますか？

次の(1)(2)(3)が対象となり、その合計金額になります。

- (1) 本市のオンライン学習を行うために、新たにインターネット接続契約をする際に必要となる工事費、契約料(モバイルWi-Fiルーターに係るSIMカードの契約料も含む)、機器購入料(スマートフォン等端末は対象外)、その他の初期費用
- (2) 本市のオンライン学習を行うために、新たに家庭用Wi-Fiルーターを購入した費用  
(単なる買い換えは対象外です。ただし、現在使用しているWi-Fiルーターの通信速度が脆弱であるため、オンライン学習を行うのに支障があり、買い換えた場合は対象です。)
- (3) 本市のオンライン学習を行うために、新たに通信会社と契約した後に発生する通信料

### 3. 補助の金額はいくらですか？

上限1万円です。1万円未満の費用は、その実費額となります。

※申請は1回限りとなりますので、ご注意ください。

### 4. 補助金はいつ振り込みされますか？

不備のないすべての書類を受け付けした後、約1か月後となります。

### 5. 申請はいつまでですか？

令和5年3月31日(金)までです。ただし、予算額に達し次第、年度の途中で受付けを終了します。  
(HPにてご確認ください。)

### 6. 申請には何が必要ですか？

次に掲げるすべての書類が必要です。

- (1) 大津市オンライン学習通信環境整備費補助金交付申請書兼請求書
- (2) 振込先の通帳(保護者名義の預金口座)の写し  
※振込先の店名、店番、預金種目、口座番号の記載されている欄の写しを添付  
※通帳がない場合、口座番号等の確認ができるキャッシュカードの写しでも可
- (3) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類(詳細は10.証明する書類の例をご確認ください)

裏面あり

## 7. 申請書の提出先はどこですか？

下記のいずれかの方法で申請をしてください。（学校や支所では受け付け出来ません）

- ①学校教育課（天津市役所 別館2階）に直接、提出。（閉庁日を除く9時から17時まで）
- ②郵便（特定記録郵便に限る）にて学校教育課に郵送。  
（申請の有無を確実にするため、郵便記録を保管しておいてください。）

## 8. 申請書はどこで手に入りますか？

- ・申請書は、ホームページに公開しています。QRコードで読み取ることができます  
（ <https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/070/2402/o/50521.html> ）
- ・学校教育課の窓口でもお渡しします。



## 9. 特に注意をしていただきたいこと

- ・インターネット契約等の解約に伴う違約金は補助対象外ですので、ご注意ください。
- ・キャッシュバック等があるプランを契約する場合、キャッシュバック等を差し引いた実費額を補助します。
- ・eライブラリの利用状況を調査する場合があります。
- ・予算額に達し次第、年度の途中であっても受付を終了します。

## 10. 証明する書類を具体的に教えてください。

支払ったことを証明する書類の例を記載します。ご不明な場合は、学校教育課にご連絡ください。

### 【例】

	要件	例
①	新たにインターネット接続契約をする際に必要となる工事費、契約料、その他の初期費用、及び契約後に発生する通信料	<u>以下のア、イどちらも必要</u> ア. 契約書等契約内容がわかる書類 （契約者名、契約期間が記載された書類に限る） イ. 支払額がわかるもの ・レシート（明細のわからないものは対象外です。） ・領収書（明細のわからないものは対象外です。） ・クレジットカードの明細 等
②	新たにインターネット接続する際に必要となる機器購入費	<u>以下のうち、いずれかひとつ</u> ・レシート（明細のわからないものは対象外です。） ・領収書（明細のわからないものは対象外です。） ・クレジットカードの明細と機器名等の詳細がわかるもの
③	家庭用Wi-Fiルーターの機器購入費	

※必要に応じて、追加の資料を求める場合があります。